

各位

2025年4月1日
ルネサス企業年金基金

2025年度の再評価率・指標利率について

題記の件、ルネサス企業年金基金が2025年度に適用する再評価率・指標利率につきまして、法令ならびに規約に基づき、下記のとおり決定しましたので、通知致します。

記

1. 再評価率・指標利率

- (1) 再評価率 在職者・待期者の利息付与に用いる利率（規約 第44条の2による）
- (2) 指標利率 年金受給者の受給額の計算に用いる利率（規約 第57条による）

2. 2025年度の再評価率・指標利率

いずれも0.9%（2024年度は0.6%）

3. 再評価率・指標利率の決定方法

- (1) 前年1月～12月に発行された10年国債の応募者利回りの平均（小数点以下第2位四捨五入）で「ゼロ」を下回らないものとし、それぞれ次の上下限を設ける。
 - 上限 再評価率については4.5%、指標利率については5.0%
 - 下限 厚生労働大臣が定める率
- (2) 2024年1月～12月に発行された10年国債の応募者利回り平均 : 0.88%
厚生労働大臣が定める率（厚生労働省告示第六十九号） : 0.3%

4. 適用対象外

上記にかかわらず、次に該当する受給権者の利率は、それぞれ退職時の規約が適用されます。

- (1) ルネサス基金からの受給権を有し、2015年3月31日以前に退職した受給権者
: 1.5%（規約に定める下限値）
- (2) 2014年4月1日付でルネサス基金が承継した規約型DB制度の受給権を有する受給権者
: 1.3%（前5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値に1%を加えた率）

以 上